

盛岡市アスベスト対策基本方針

(平成 17 年 11 月 14 日市長決裁)

(平成 30 年 3 月 15 日改正)

(趣旨)

第 1 この方針は、アスベストによる環境への影響を防止するため、全庁が連携した総合的な対応
その他アスベスト問題に関する各種対策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この方針において「アスベスト」とは、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21
号）第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。

(アスベスト対策)

第 3 国、岩手県その他の関係機関との連絡を密にし、関係機関における情報の共有及び連携を図
り、次のアスベスト対策を推進するものとする。

(1) アスベストに係る相談への対応

総括窓口を環境部環境企画課とし、相談内容に応じて関係各課における相談窓口（別紙）に
おいて適切に対応するものとする。

(2) アスベスト使用建築物への対応

ア 市有建築物

(ア) 市有建築物におけるアスベストの飛散を防止し、良好な環境を保持するため、使用実態
の確認を行うとともに、「盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱」を定める。

(イ) 「盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱」に従い、アスベストの飛散防止等の
必要な対策を速やかに実施するものとする。

イ 民間建築物

(ア) 民間建築物におけるアスベストの飛散を防止し、良好な環境を保持するため、「盛岡市
民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱」を定める。

(イ) 市の区域内の民間建築物の所有者又は管理者に対し、「盛岡市民間建築物におけるアス
ベスト対策指導要綱」に従い、適切な対策を指導するものとする。

(3) 工事関係者等への指導の強化

ア アスベストを使用する建築物の解体又は補修等を行う工事関係者等に対し、関係法令を遵
守させ、確実なアスベスト飛散防止対策を実施させるために必要な指導を行うものとする。

イ 必要に応じ建築物の解体又は補修等の現場及びそれに伴う廃棄物処理等の監視を強化する
ものとする。

(4) 市民への情報の提供

アスベストに関する情報を収集し、市民に対して積極的に情報を提供するものとする。

(推進体制)

第4 アスベスト対策の推進及びこれに係る調整は、この基本方針に基づき、環境部環境企画課が担当する。

(実施期日)

第5 この方針は、平成17年11月14日から実施する。

別紙 アスベストに関する相談窓口

担 当 内 容	窓 口	電 話	
環境			
大気汚染防止法の届出に関する事	環境部環境企画課	019-613-8419	
健康			
アスベストに係る健康に関する事	保健所企画総務課	019-603-8301	
市有建築物			
市営住宅におけるアスベストに関する事	建設部建築住宅課	019-626-7533	
市立の社会福祉施設におけるアスベストに関する事	保健福祉部障がい福祉課	019-613-8296	
市立の老人福祉施設におけるアスベストに関する事	保健福祉部長寿社会課	019-603-8003	
市立の児童福祉施設におけるアスベストに関する事	子ども未来部子育てあしん課	019-613-8347	
市立の学校施設におけるアスベストに関する事	教育委員会事務局総務課	019-639-9043	
市立の病院施設におけるアスベストに関する事	市立病院事務局総務課	019-635-0101	
上記以外の市有建築物におけるアスベストに関する事	工事に関する事	建設部建築住宅課	019-626-7533
	維持管理に関する事	当該建築物の管理者	
上下水道			
上下水道事業におけるアスベストに関する事	上下水道局総務課	019-623-1439	
民間等の建築物			
一般住宅、その他民間建築物におけるアスベストに関する事	環境部環境企画課	019-613-8419	
	都市整備部建築指導課	019-639-9054	
建設リサイクル法の届出に関する事	都市整備部建築指導課	019-639-9054	
民間建築物における吹付けアスベスト使用実態調査と所有者への啓発・指導等に関する事	都市整備部建築指導課	019-639-9054	
廃棄物処理			
アスベストを含有するおそれのある一般廃棄物に関する事	環境部廃棄物対策課	019-626-7573	
融資制度			
事業者におけるアスベスト対策に係る融資制度に関する事	商工観光部ものづくり推進課	019-626-7538	
全般			
アスベスト全般に関する事	環境部環境企画課	019-613-8419	